

質の高い医療人材を確保し、安心・安全な看護を提供するために



徳島県医療人材育成機関認証制度（再認証）



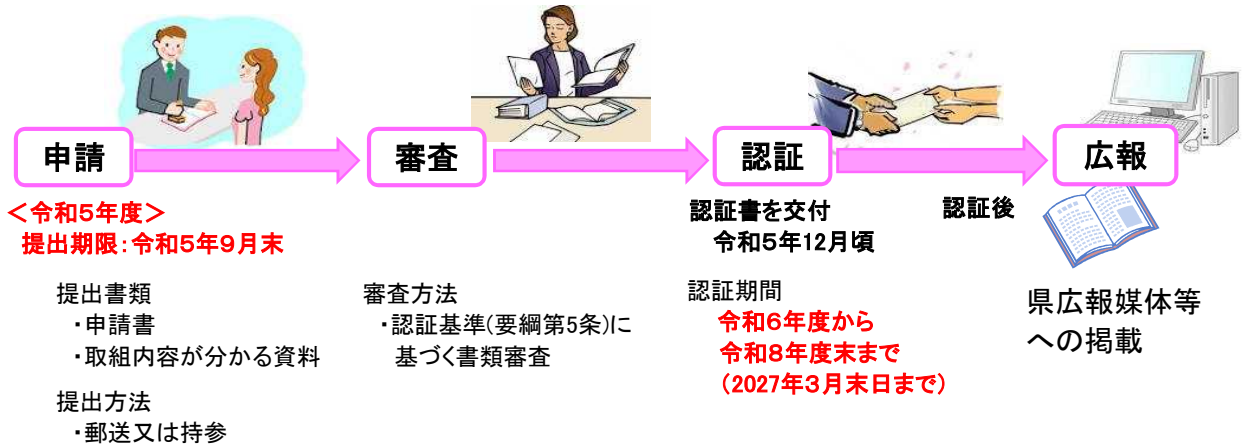
看護師等の医療人材育成において、患者や住民への理解を進めると共に実習受入施設を増やし、質の高い医療人材育成機関の確保を目的として、平成28年度に「徳島県医療人材育成機関認証制度」を創設しております。

令和2年度において認証された機関につきまして、徳島県医療人材育成機関認証制度要綱第6条により、認証期間満了日の6ヶ月前までに、再認証のための申請を行う必要があります。

令和5年度において再認証を希望される場合は、令和5年9月末までに、必要書類を事務局あて御提出ください。

徳島県医療人材育成機関再認証を受けるために

徳島県医療人材育成機関認証申請書及び人材育成の取組内容が分かる資料を事務局へ提出してください。



※ その他、詳細は「徳島県医療人材育成機関認証制度要綱」をご覧ください。

事務局 徳島県 保健福祉部 医療政策課 看護担当
〒770-8570（住所不要）
電話 088-621-2226

徳島県医療人材育成機関認証制度

医療人材育成に積極的に取り組む医療機関等を徳島県が認証し、医療人材育成機関の概要、人材育成の取組内容等についてホームページ等で広く周知を図ります。

対象：徳島県内の医療機関等

※「医療人材」
...保健師、助産師、看護師、准看護師
※「医療機関等」
...病院、診療所、助産所及び介護老人保健施設、並びに指定訪問看護事業所等

徳島県医療人材育成機関認証取得のメリット

県広報媒体への掲載

ホームページや就職応援ガイドブック等への認証機関掲載による広報、周知

看護学生へのイメージアップ

就職活動にあたり、人材育成に積極的に取り組む施設としてPR

社会貢献・人材確保

これからの看護を担う中核人材の育成、確保に貢献